

舊市民にばかり負擔せしめ、新市の者は負擔を拒むにもあらず、新舊共に同一市民として負擔する考である。従つて、彼の事業を云云、此の事業を云云と徒らに事業を要求して、俄かに負擔を重からしむる事は相互に困難を招く譯合なれば、大阪市政上容す範圍内に於て、而かも、輕重先後を審議の上、着着遂行を期したい精神であつて、此の大大阪市になつた後に於ても、財政の基礎を危くすると云ふ事は萬萬ないと云ふ事を茲に誓つて申上げる。

第三節 公同會の組織

一、平賀大阪府内務部長に對する陳述

是より先大正十三年四月十五日、平賀大阪府内務部長を谷町の官舎に訪ひ、親しく陳情をなした。之は接續町村を大阪府に編入せられたる後に於ける本村の將來を特に慮つて、是非とも、財團法人を組織し、永久に現在の村域を劃り、教育其の他の特別施設を十分に遂行し得らるる様にこの目的を以て陳述に努めたのである。即ち

接續町村を大阪府に編入せられたる後に於ては、大きな仕事は遺憾なく實行されるものと思ふが、從來其の町村で行つて居つたやうな比較的小なる事業には手が届かなくなると思ふ。實際大なる市の總ての行政をして圓滑に實行せんと云ふ事は困難であると思ふのである。現に大阪市に於ても學區若くは財産區があるが如く、或る目的を有つて居る團體があつて、陰に陽に大阪市政の缺陷を補ひつつある大阪の如きは、外形から見れば大きな一の自治體より外ないやうに見ゆるも、其の内容を窺へば、古來、小なる團體數多く、而かも各各分任する事務に對つて各各職能を發揮し、銳意努力をしてゐると云ふ現状である。従つて大大阪市實現の曉には舊市に於ては現今の如き財産區とか學區と云ふものがあつて、俱さに大阪市政の缺陷を補ひつつあるに、新市に於ては斯かる團體を有しない譯合となれば、新市に對して甚だ氣の毒なる次第である。仍て新市に於ても、事情の許すならば舊市と同様な團體を組織して、大阪市政の缺陷を補ふべきは極めて重要な事と考へる。而して、大阪市に於けるが如く、財産區、又は學區の如きものを更に數多く組織するは不可能なる事たるべし、故に茲に新たに財團法人を組織し、以て舊町村が從來行ひ來れるが如き小さな事業を行ふものごせば、舊市に於ける財産區と同様な事業を爲す事を得べく、従つて編入以後に於ても、市の手の届かぬ所に對して十分な施設を爲す事を得らるべし。斯くの如くに考へ來つて私共は茲に元天王寺村を本位とせる財團法人『公同會』なるものを設立致したい。其の公同會なるものを組織するには第一村の方から金貳萬圓を支出し、然して大阪府に編入の際、從來天王寺村が所有して居つた溜池全部を公同會に寄附し、公同會はこの財産を資源として、或は之を教育とか、衛生とか、道路とか、其の他各種の社會事業を施設し、又は教育會、在郷軍人會、青年團、處女會、婦人會、敬老

會等教化、公益、若は慈善の事業に對しても資金を補助して、其の事業を助成して着着成功を期したく、就ては此の財團法人の設立に就て特に御盡力を願ひたい。

と公同會設立の事を陳情した所が、内務部長も至極適當な施設である、須らく計畫を急ぐべき旨をも含められ、快く同意を與へられた。乃て直ちに財團法人設立の起案を致して、府廳に提出した。

二、潮内務省地方局長との折衝及び公同會設立許可

其の後、其の書類を内務省に申達し、且つ大正十三年二月二十二日内務省の潮地方局長に面會をして、『公同會』設立に關する事情を陳述した。所が、潮局長は

さう云ふ財團法人は何うも面白くない、是れ迄方で出來て居るやうな事もあるけれども、何うも成績が擧がらない。自分は之に就ては同意は出來ない。

斯う云ふ事を述べられた。仍て

其の設立の根據は一朝にして出來たものにはあらず、實は彼の曾て地域を擴張された、名古屋、京都、乃至熊本の三市に就き、俱さに編入後の結果を精査し、以て、此の計劃を致せるものである。

即ち前述の三都市に致しても何れも皆町村編入以後に於ける成績例へば教育、道路乃至上下水道の如き、都市としての大事業は次第に遂行されつつあるも、町村時代に於ける比較的小なる事業――

例へば教育會の事とか、青年團の事とか、衛生組合、婦人會、在郷軍人會の如き事業を初め、其の

他の小事業は却つて振はざるを認む。即ち編入以後に於て該當人民が蒙る所の便利は無論大なるものもあるも、他の一面に於て、却て不便を來せるもの尠少なからず。斯かる各地方の實況に稽み、私共に於ては是が缺陷を補はんが爲めに慎重講究の結果、茲に此財團法人の公同會を組織し、以て町村時代に於て着着として實行し來れる、比較的細かい公益事業を行ひ旁旁以て前陳の不便を補ひたいものである。

と懇懇地方の實況に就て陳述に努めたけれども、地方局長には依然として

それは既に市となつた以上は市がさう云ふ事業をやるからして、決してさう云ふ事に就てさう云ふ團體は必要ない。

と、決して諒解を得られぬ。仍て更に、

併し乍ら、都市の實際の狀況を見るに、斯かる細かな仕事は決して市の事業として完全に行ふと云ふ事は其の財力の上に於て殆んど不可能の事に屬し、又實際の今日の制度の上より見るも、斯かる小さな自治體、若は公益團體などの行ひつつあるが如き些細なる仕事迄は遂に徹底を期すべからざるものなる事

に就き、又更に大阪市其の他の實情等を縷述せるの結果、局長も初めて諒解致されたるものの如く、それでは此の書面は一つ再考して見やう。

と云ふ事になつた。

其の後に於て地方局長は大阪市及び編入町村の實地を調査すべく來阪された。仍て翌早朝其の宿舎に訪問して、此の公同會の設立に就て是非御考慮を願ひたいと懇請した。それで局長の滞在三日間を續けて之を繰返した。最後の日に局長から

さう云ふ精確な調査の下に斯かる熱心な主張であり、また君の所説も大いに理由あるを以て、何とかして之を許可する事に盡力をしやう

と言明された。其の後上京して復、地方局長に會つて、又しても決定を促した。地方局長も

接續町村の編入の指令を發したならば、それと同時に許可の指令を發するやう努力して見やうと口約された。其の後大正十四年一月、更に上京をして、大阪市の接續町村の編入は既に大臣に於て承認を與へられた、故に此の公同會の設立に就ても速かに許可されたい、と陳情した。斯くして三月に至つて愈愈許可の指令を受けるに至つた次第であります。

次に來る問題は天王寺村の所有して居る財産、即ち溜池を公同會に寄附する事に就て、村會の決議を採り、其の寄附と云ふ事に就て知事の許可を申請した所、それに就ても亦種種と議論があつた。元來、『營造物は寄附する事は出来ない』と云ふ議があつた爲めに、更に諒解を求める爲めに二月八日、吉村内務部長（内務部長平賀周氏は六月廿一日俄かに歐米視察派遣の爲め、吉村哲三氏交替兼任）を官

舎に訪ふて大いに其の理由を述べた。

第一此の溜池と云ふものは、公同會に寄附するとは云へ、其の溜池を直に潰して他に賣却すると云ふものにあらず、現に各各水係りと云ふものがあつて、夫れく灌溉する田畑あるを以て、其の田畑の現存する限りは、村有當時の如くに其の灌溉を碍げないのである。愈愈宅地が出来、従つて灌溉を要する田畑を存せざるに至りて初めて之を處分するものなるを以て、謂はば今日の財團法人に寄附すると云ふのは、其の土地の地盤の所有權を、此の公同組合に寄附移轉すると云ふ事に外ならない。従つて、普通の營造物を處分するとは非常に趣を異にす。例へば學校、隔離病舎若は道路を處分するが如きものは全く其の性質を異にしてゐるものである。且つ、此の溜池の現狀を察するに、其の多くは今一兩年の間に彼の水係りを要せざるべく、現に本村内に阪南土地區劃整理組合なるもの有り、其の組合に於て三十七萬坪ばかりの住宅地造成の目的を有つて土地の區劃整理をなしつつあれば、其の愈愈完成の曉には従前の水田畑は纏て住宅地となる、従つて此の溜池の存在は左迄永からざるべく、仍て今日此の溜池を財團法人に寄附すると云ふ事に就ては、法理上から見ても實際上から見ても不都合はないものと認められる。

と陳情して引取つた。

其の後府廳に行つて、村會の決議した此の財産處分に就て速かに認可ありたい旨を上申して、遂に

府の方でも其の理由を認め、直ちに内務、文部両省へ上申し、同省は本年三月九日付許可。斯くて三月三十一日を以て愈々設立登記を完了した次第である。

第二章 處 理

第一節 財 産 處 分

大阪市編入に際し、時の村當局及び有志の計圖洵に宜きを制し、遂に洋々たる希望に充されつつ、茲に本村解體の慶を迎ふるに至れり。乃ち、村有財産全部（解村當年の村豫算全部第五編第二章第三節参照）を處分し、直ちに之を公署及び團體等に寄與し以て大いに激勵を加へ、又團體代表者及び特別功勞者に對しては感謝狀、記念品を贈呈し以て親しく惻誠を示し、且つ、村役場吏員其の他に對し懇ろに慰勞金を給する等、情義交濃かなるものあり。當時の處分は左の如し。

1、村有財産處分

大阪地域變更の結果、天王寺村を廢して全部大阪市に編入せられ、村に屬したりし一切の權利義務は擧げて大阪市の歸屬する事となるべきを以て、本村は其の實施期日に先ちて左記の通り、村有財産全部を完全に處分せり。

一、村基本財産

現金貳百五圓參拾貳錢也

有價證券額面千貳百參拾圓也

以上は財團法人天王寺村公會に寄附したり。

二、學校基本財産

現金千七百參拾六圓參拾四錢也

村内小學校六校に平分し、各小學校基本財産と爲したり。

右の外各小學校基本財産は其の儘存續せしむ。

三、村 有 溜 池

村有溜池 四町七反二畝十五步

以上は全部公用廢止の手續を完了の上、次の通り處分せり。

1、三反一畝四步 小學校財産に歸屬

2、四町四反一畝十一步 財團法人天王寺村公會に寄附

溜池、鯨谷池、赤橋池其の他廢道、廢溝等は賣却の上、小學校營繕費其の他の經費に充當せり。

口、助成及び寄附金交附

學校を營み、夫人きわ子亦此地婦人修養會幹事となり、絶えず婦徳向上、生活改善乃至時間厲行等の事に携はり、勞功亦尠少なからざるものあり。

其廿二 阿部野郵便局

通信機關の施設に關しては、本編既に(第一編第一章第六節)蒐録に努めたるも、中に就き、阿部野郵便局の設置及び施設に關しては、特に説述の要を見る。蓋し、當局の前身は『天下茶屋常盤通郵便局』と稱し、大正四年十月二十六日を以て、本村大字天王寺小字東金塚に開設せるものなるも、同七年三月に至り、『阿部野郵便局』と改稱。同十一年九月現在の小字道端二千六十四番地に新築移轉せるものなり。而して、局舎は洋館二階建にして、延坪數三十二坪を有し、設備完全、事務齊整、大阪市内外第一位を占む。

加之、當局長橋佐太郎氏は、其の移轉の前後に於て、特に公衆用『電信』『電話』の開通を望み極力運動の結果、遂に、同年七月十六日を以て、愈愈、希望達成、利便倍蓰の慶びを見るに至れるものなり。而して、是皆、局長橋氏の自から私費を投じて設營せるものたり。

此種三等郵便局にして、此の電信、電話を取扱ふものの如き、他果して幾何を存する。若し夫れ、彼の市内、新世界、惠美須、市外、玉出、萩ノ茶屋等樞要の地にして、今尙、其の設置を見る能はざるに夙に此便を計らるる洵に感謝に禁えざるなり。

當局普通通信の事務は、素より一頭地を抜けるは論なきも、彼の大正五年度を以て創設されたる『簡易保險』事務の如き、特に事務員を増加し、極力勸奨に努め、成績極めて良好を加ふるに至れり。故を以て、斯界の聲譽頓に加はり、大阪遞信局長其の他の表彰を受くる事一再ならざるを見る。

其廿三 搾乳事業の振興

大阪の隆昌と與に其の次第に隆昌を來せるもの多きが中に、牛乳需要の趨勢亦洵に著しきを見る。而して、當地方に於ける牛乳搾取の事業は、明治五年の頃、津枝正信(長門の人)より創められたるものなるも、其の愈愈明治三十六年を以て開設されたる第五回内國勸業博覽會開催の影響は、實に其の甚しきを加へ、而かも、本村に關はるもの又更に甚しきものあり。

蓋し、同會開設準備の爲、現在の大阪市天王寺公園及び新世界方面に對し、既に其の五箇年前なる同三十一年を以て一同退去を命ぜられ、且つ、大阪府に於ては同三十三年を以て大いに府令を改正して、牛乳搾取場を市内に存せしめざるに至れるを以て、時の同業者は勢ひ郊外に移轉せざるべからざる至にれり。乃ち其の本村に來り營むもの十指尙足らざるの勢を示せり。

而して、其の初めて本村に來り銳意斯業を營めるものは。實に米谷十三郎氏たりしもの如し。爾

來、山本茂三郎、松尾房吉、今西安之助、久世治郎、原田周助、廣瀬常吉、澤田一松、伊藤源六、奥田ふじ等の諸氏を初め、田邊藤二郎、光本小三郎、岡地馬太郎、水野徳松、田村二郎、藤原藤藏、其の他相前後して、熾に斯業を營み來れるを見る。故を以て明治三十年の交には、大阪市内外の住民にして、其の牛乳を飲用するもの、一日僅かに三十石内外に過ぎざりしに、當今に於ては、一日優に百五十石乃至百八十石の多きに達せるの盛況を來せり。

乃ち、本村は西隣今宮町其の地と相俟つて、日本精乳會社(今西安之助氏幹旋太だ努む)を初め各種同業組合を組織し、隆替素より軌を一にせざるも、今尙斯業經營の中核たり。

若し夫れ、久世牧場の初めて洋種牛を下總御料牧場より拂下を受け、又前記博覽會開設の當時、常宮、周宮兩内親王殿下方の此地住友別邸に御滞留中、廣瀬牧場より牛乳進達の御用を蒙り、後大正三年十一月を以て、攝、河、泉陸軍大演習舉行の砌、大元帥陛下御用として、久世及び原田牧場の牛乳を撰ばれ、斯界特殊の榮譽を荷へるを初めとし。各地品評會其の他に於て賞狀、褒賞等を享受せるは勿論、其の本村住人にして時の農商務大臣より、産牛獎勵規程第七條に依り。

一、明治四十三年三月三十一日ホルスタイン種牝牛 金八拾圓 久世治郎

一、明治四十五年三月三十日ホルスタイン種牝牛 リバーサイドアンクルトン號

金八拾圓 原田周助

一、大正二年三月三十一日ホルスタインフリーション種牝牛 トヂブケ號

金六拾圓 松尾房吉

の如く、それぞれ、獎勵金を授與されたるを見る。獎勵の金額素より多からずと雖、其の良種の各地に遺り傳はるの功亦洵に計り知るべからざるなり。

其廿四 サニタリー牛乳の創製其の他

牛乳需要の途、歳と與に加はると同時に、其の母牛の血統、體質、榮養價、乳質等に關する知識次第に加はるを見る。此時に方り。本村久世牧場に於ては、其の多年の研鑽を披瀝して、遂に明治四十四年四月を以て『サニタリー(衛生)牛乳』を卒先製造せるを見る。是亦同牧場の特別サニタリー乳、脱脂乳クリーム、バター、ヨーグルト、ケフーヤ等の特製と共に斯界特殊の貢獻たらずんばあらず。今サニタリー牛乳發賣に際し、斯界の權威醫學博士坪井速水氏の推薦狀を見るに、至れり盡せるものあるを認む。特に寫して絮説に代ゆ。

久世氏 地を天下茶屋聖天山東にトし 牧場を開くこゝ茲に拾有二年に及べり 其地は高燥にして人家に遠く 場の廣さは約四千坪 乳牛は下總御料牧場の血統多く 皆善良にして其數實に百餘頭を算す 以て如何に其盛大なるかを推知すべし 而して搾取販賣せらる、所の善良なる 世既に定評あり 然れども場主之れを以て未だ足れり

させず 今回巨資を投じ精乳所を新設せり 汽罐室、洗塵室、牛乳精製室、曝詰室、冷蔵庫、器具消毒室、試験室等にして装置せる諸機械は 皆歐米最新のものにして 其主なる物は遠心清淨機、消毒機、冷却機、製氷機、洗塵機等にして此等機械を運轉するに 一時間を費やさずして約二十石の牛乳を清淨し 低温消毒し 次に冷却し 塵に詰めて冷蔵庫内に收藏す 其迅速精密なること驚歎に堪えたり 牛體は専任獸醫をして日々健康診断を行はしめ 乳質は時時専任技師をして検査せしめ 牛乳精製器械は専任技師に監督せしむ 其用意は周到 設備は完全せり 如斯苦心して久世牧場主は 理想的牛乳を廣く需用者に供給せんとす 而して 需用者は之を眞に能く應用するや否や 世人は牛乳の滋養品として缺くべからざるをけれども 如何なる牛乳が善良なるや 又牛乳幾多量を如何に飲用するが宜しきや 之を知る者甚少し 余は牛乳の用法用量等を説くことを他日に譲り 茲に特に久世氏「サニタリー」牛乳を完全なる牛乳の本性を失はざる理想的牛乳として世人に紹介せんとす

明治乙亥四十四年二月

醫學博士 坪井速水

其廿五 養鶏事業の先蹤

別項熊見龜三郎氏の初めて本村へ來住の目的は素より一家の事情ありしと雖、氏は夙に養鶏を以て大いに國益を増進せんことを期したるもの如し。即ち其の來るに際しても、先づ住宅及び鶏房―二十五舎を建設せるが如き、以て其の素懷を察するに餘あるべきか。

當時大阪市南部に於て同業者僅かに六人に過ぎず（大阪府下を通じて亦此數を越わざりしもの如し）頗る不振の情勢たり。

氏の初めて斯業に志せる際の如き、素より其の指導の大家あるなく、又參考の良書なし、乃ち、獨學獨創、獨立獨歩、遂に斯界の權威者となり。斯道の啓發、興産の事功亦洵に尠少にあらざるなり。故を以て、爾來、『大阪鶏榮會』の會長に推され、過ぐる大正八年度に至り遂に其の任を辭し、湯淺谷十郎氏其の後を襲ぐに至れるものたり。氏子なし、養子兼重氏亦斯業を襲ひ、現に東隣生野村方面に於て盛に斯業の隆昌を計るを見る。氏の如きは常に本村のみならず、實に大阪府下養鶏事業の先覺者にして斯業啓發の一大恩人たらすんばあらず。

尙、氏は本村北部地方に於ける所謂草分の一人者たり。乃ち各種の名譽職に携はり勞功洵に尠少ならざる既に説述の如くなるも、其の明治四十年の交には

保田佐太郎（阿部野方面） 綿谷龜之助（天下茶屋方面） 平山國三郎（中道方面）

其の他の篤志家と特に村政を援け村勢を振はしめし事多しといふ。併せ誌して修め補ふ。

本村に於ける養鶏事業創始の事情概斯の如し、而して其の本村と接續して、實に本村否の差別を存せず、互に相來往して、研鑽を重ね敢て振興を期せるものにして、正に特筆すべきものは、實に林濱次郎氏なり。氏は尾張の人にして明治三十一年九月を以て來阪、南區大道三丁目をトして創めて養鶏場を設置し、熾に振興を期せるものな

り。此時に當り、態見氏協賛更に勢を加へ、公私頻りに折衝を重ね、隆昌次第に其の度を加ふるに至れり。

蓋し、其の以前に於て、秋山竹藏(河内の人)古川伊三吉(同上)青山松之助(尾張の人)氏其の他の如き、僅かに之を副業として飼養せるもの、及び右林氏の一族、同姓健次郎(玉造)笹井松助(四天王寺東門附近)猪子市重(玉造)同岩三郎(天王寺村)鶴飼市太郎(玉造)諸氏の頻りに飼養に努むる一面に於て、重枝正樹、湯淺谷十郎、奥山友次郎、竹林寅一、平山國三郎、水野吉次郎、鈴木竹次郎、犬飼源之助及び小西某の諸氏亦熱心經營の趨勢を來せり。

而して、明治四十二年に至るや、大阪の人、井上千吉氏は其の飼養營業の關係上、爰に「家鶏製製品」を大いに獨逸に輸出の必要に兼ぬるに、養鶏事業の振興及び尾張及び支那鶏卵輸入防遏のみならず、更に本邦産鶏卵を輸出の概を以て、此に資金五萬圓を投じて、大地的「人工孵卵」事業を東成郡鶴橋村字岡に企て、一箇年鶏卵八十萬顆を費して初生雛四十萬羽を得、更に之を各養鶏場へ實費配與、且つ、賞を懸けて飼育を奨め。(該事業は關稅の關係上遂に不成功に終れり)又其の孵卵、及び育雛の方法の如き、或は「瓦斯」域は「溫湯」等を以てして、熱心研鑽を重ね、遂に別記猪子氏にりて「電熱」式の成功を見るに至れるものたり。

其廿六 猪子育雛社

本村大字天王寺小字辻堂前(阿部野橋南一丁)に猪子育雛社なるものあり。明治四十三年五月の創設にして、素は専ら養鶏事業を營み別項熊見龜三郎、林健次郎、小西某、其の他の同志と共に研鑽彌彌怠らず、管に本村のみならず實に大阪府下養雛事業に關する先覺指導の一人たる猪子岩三郎氏の經營に係る。該社は東隣中河内郡巽村に成禽七八千羽、初生雛同上計壹萬五六千羽を有する一大養鶏場を營むのみならず。此にこの社を營めるものなるが、社には各國種禽を飼養するのみならず、大いに孵卵、育雛の途を講じ、以て本邦唯一の事功と盛譽とを併せ有するを見る。

蓋し、氏の思を此に致せる所以のものは、一に國益の一事に奮へるもの如し、即ち近年支那産鶏卵の輸入次第に加はり、年額貳千萬圓に達し、邦産將さに其の影を滅せんとす。加之、鶏卵の滋養價は其の産出の時間と反比するものなるに稽み、研鑽多年、遂に「電氣孵卵器」「電氣育雛器」「給餌器」及び「自動飲水器」等を發明するに至れるものたり。

該、孵卵器の功能は曾て大大阪記念博覽會開催の砌、我が大阪府農務課長坂井勝一氏の其の多數の出品中より特に

電氣孵卵器及び育雛器

電熱により鶏卵を孵化せしめ 孵化雛は自ら育雛器に移り 茲に餌を求め活動せるの實況を出陳したもので此兩器は近世科學の精髓を應用して 一定せる電熱と濕氣との供給に依り 最も正確に孵化せしめ 且つ育雛するもので 我が國斯界に於ける優良品である さうして孵化及び育雛の實況を現示したので 一般觀覽者の注目を惹くこと多く 常に觀覽者の山を築き 大なる成功を齎した公評を敢てして激賞措かさりしを見る

該社は、大正十二年以來、特に此器を使用して盛に孵卵の途を講じ、一日平均三千羽内外……一日

五千羽孵化の能率を有するも：(口繪参照)一箇年約百萬羽：拾數萬圓：の多きを孵化するの盛況を呈せり乃ち之を各地の需要に供ふるものなるが：孵化後二十四時間を経過せば直ちに東西に輸送するを例とす：其の之を需めんには實に六箇月以前の豫約を要すと云ふ。

氏又『鶏卵は産むべきものにあらず、産ますべきものなり』との信念の下に、一に其の飼育の法を研め、遂に『牛肉粉』『血粉』及び『魚粉』等を加工販賣の途を講ずる等其の規模の大にして、能率の高き是亦實に本邦第一位を占む。

猪子氏は、素、愛知縣西春日郡の人、明治三十八年、年初めて十五歳の時、父新三郎氏と與に大阪市に移る。蓋し同縣出身にして且つ同業者なる林濱次郎氏等を頼り來れるものたり。而して、岩三郎氏夙に養鶏事業を以て一生を終始せんことを期し、研究頗る猛烈を極む。既にして、其の漸く長ずるに及びてや、遂に電熱孵卵器其の他を發明し來りて茲に斯界振興の一大時期を劃せるものたり。

尙、氏は菊花栽培等に造詣亦甚だ深きを見る。即ち『菊花培養秘訣全書』の著述あり。然れども、こは一種の趣味に屬す、其の國家社會に益する偉大なるものにあらずし、更に前記發明に腐心没頭せるものたり。

氏は明治二十三年六月十七日を以て生れ、今や正に春秋に富む。而して、體健、意壯、而かも、志愈愈固く且つ偉なるものあり。其の各種の褒狀、賞狀乃至感謝狀等を享くるもの極めて多き、又洵に偶然にあらざるなり。

其廿七

本村北部分割當時の情勢

甲、概 説

明治三十年四月一日を以て元天王寺村北部一帯(大阪鐵道線路敷地ノ南端以北、同城東線路敷地ノ東端以西)の地を、大阪市及び東成郡鶴橋村に分割の事情は、既に本編總論及び第二編沿革其の他に於て序述に努めたるも、今時の『決議録』なるものを得……和半紙綴、活字印刷、約四十頁大の一小冊子にして、時の村會(明治三十年三月二十九日)の決議全部を輯録せるものなり。而して、これの表被に『永久保存』と朱書せるものあるを見る……就きて見るに、今よりして約三十年以前に於ける元、天王寺村の情勢及び分割當時の情勢を確實に察知するを得べきなり。今其の全部を寫し、特に證憑を加ふべきも、今は省略に従ふ。

蓋し、各種の事項及び分割財産中其の『不動産』に屬するものは、これの原文全部を寫し誌せるも、其の『動産』に關するものの如き、其の各種の備品を、而かも村役場、小學校等に大別し、更に各各『器具之部』『器械之部』『書籍之部』『参考用書』『書籍書類之部』『器械及器具之部』『掛圖類』等に分類して更に御神酒德利壹對 金庫壹個 大形時計壹個 火鉢六個 洋燈六個 弓張燈貳張 用心籠壹個 法令全書貳拾壹冊 小學修身兒訓七冊 小學校用日本地誌乙種四冊 唱歌集參冊と云へるが如く細大聊かも漏らすなく、逐一列舉輯録に努めたるものにして、當局の用意洵に敬服に禁えず、又素より參考に資するなしとせざるも、此にこれの全部を省く、特に類推を俟つ。

乙、決議書

明治三十年三月廿九日本村會ニ於テ左ノ事項ヲ決議ス

一本村土地所有者總代井上治三郎外一名ヨリ本村立天王寺尋常高等小學尋常科競場建築費中へ金三百九拾圓七拾八錢二厘ノ寄附ノ件ハ之ヲ收受スヘシ

一本村明治廿九年度歳入出第五追加豫算別冊第一號書ノ通

一本村ノ一部大阪市ニ合併スルニ付彼我ノ別冊第二號書ノ通協議スヘシ

一本村有財産ハ別冊第三號書ノ通處分スヘシ

一明治三十年四月一日以後本村ノ一部ヲ大阪市ニ編入シ南區役所ニ於テ之ヲ管轄スルニ付事務取扱ノ用ニ供スル爲メ

本村役場ヲ貸與ス

但貸與期限ト貸家金額ハ理事者ニ一任ス

一本村立天王寺尋常高等小學校尋常科教場廳築工事請負人金剛辰之助へ工事勉勵ニ付金二百圓ヲ賞與ス

但其金員ハ第四款第一項十二雜費ヨリ支出ス

右相違ナキヲ證スル爲メ左ニ署名捺印候也

明治三十年三月廿九日

當日出席議員

高橋 作次郎

村上 幸助

馬場 勘兵衛

芽木 小兵衛

道野 源七

樽本 藤兵衛

西浦 伊兵衛

井上 治三郎

山田 淺次郎

澤田 新助

綿谷 彌三郎

玉造 七郎兵衛

青木 榮三郎

和田 伊助

須谷 久兵衛

松本 勘左衛門

島谷 由松

斧原 藤三郎

丙、大阪府東成郡天王寺村明治廿九年度歳入出第五追加豫算

歳入

科 目	本年度豫算額	追加豫算額	附 記
第五款 村 税	一一、一八六一九〇	四四二〇〇〇	
四分一金	八、一一二六一七	四四二〇〇〇	地所建物賣買讓與金二萬九千四百圓 百圓ニ付金壹圓五十錢
合 計	一九、八二四五六四	四四二〇〇〇	

歳出經常費

科 目	本年度豫算額	追加豫算額	附 記
第一款 役 場 費	六、八一八六一〇	二〇〇七二八	
第六項 職務整理費	〇	二〇〇七二八	

一	雜費	〇	二〇〇七二八	明治三十年四月一日以后職務整理ニ要ス吏員使丁給料報酬其他諸費ニ充ル
第九款	諸税及負擔	四二七九一四	二四〇二七二	
二	天王寺村外四ヶ 町村傳染病患者 療養所合負擔	四二四一八七	二四〇二七二	傳染病患者療養所組合明治廿九年第二追加本 村負擔額
合	計	一九、八二四五六四	四四四一〇〇	

丁、本村及び大阪市共通財産

第二號書

一明治三十年四月一日ヨリ當天王寺村ノ一部則チ大阪鐵道線路敷地ノ南端以北全域東線路敷地東端以西ヲ大阪市ニ編入スルニ付本村大阪市有財産ハ左項ノ共通通亦ハ處分ス

第一項 從來ノ大阪市有財産及負債ハ總テ新市ノ財産及負債トス

第二項 從來ノ本村有財産ハ舊本村ノ區域限各所有權利ヲ保存シ使用又ハ收益ノ權利モ從前之慣行ヲ存スルモノトス其負債モ之ニ準ス

但本項ノ財産ハ舊本村ノ區域域別ニ之ヲ處分スヘシ

第三項 小學校ニ關スル財産及負債ハ總テ前項ニ準ス

第四項 從來直接ノ公用ニ供セシ本村有財産(役場消防用具物置場揭示場ノ類)ト雖モ第二項ニ準シテ處分ス

第五項 從來ノ大阪市ノ區有財産區ノ負債并ニ本村内ノ一部ニ屬スル財産及負債ハ總テ其區域ニ据置モノトス故ニ別紙本村大字天王寺限共有財産ハ從來ノ通大字天王寺限リ之ヲ所有スルモノトス

戊、共有財産(大字天王寺限リ)

名稱	所在地字番	反別
溜池數	東成郡天王寺村大字天王寺字垣添七百三十五番	一畝二十五步
全	村大字全	九反五畝步
全	村大字全	四反〇二十二步
全	村大字全	二反六畝二十九步
全	村大字全	一反二畝十七步
全	村大字全	三畝二十八步
全	村大字全	一反四畝步
全	村大字全	七反九畝〇步
全	村大字全	六反九畝步
全	村大字全	三反一畝四步
全	村大字全	六反五畝二十二步
全	村大字全	二町六反五畝六步

全	村大字全	東野々中三千二百八十六番	一町一反九畝一步
全	村大字全	下ノ町三千七百三十五番	一町五町五反八畝二十九步
全	村大字全	昆沙門五千四百〇九番	一町四反一畝二十四步
全	村大字全	大堀八百〇一番	二畝三步
全	村大字全	大堀八百一番ノ三	十三步

己、大阪市へ分割スヘキ財産

第三號

本年四月一日ヨリ本村ヲ三分シ一部ヲ大阪市ニ一部ヲ東成郡鶴橋村ニ合併シ一部ハ新ニ天王寺村ト稱スル一村ヲ組織スルニ付本村有財産ヲ左ノ如ク處分ス

大阪市ニ編入スヘキ區域(市ニ編入スヘキ區域ト大阪市トナルヘキ元天王寺村ヲ云以下倣之)ニ分割スル財産左ノ如シ

イ、土地ノ部 (基本財産)

一	畑反別	五步	天王寺大字天王寺北寺田三千五百八十三番
一	畑反別	七畝十四步	全宇昆沙門三千三百九十三番
一	畑反別	一畝六步	全宇椎寺前五千十六番二ノ一
一	郡、村宅反別	七畝一步	全宇烏橋三千九百四十八番
一	原野反別	二畝廿八步	全宇昆沙門五千四百七番

一	墓反別	一畝十八步	全宇夕陽丘五千五十番
一	學校敷反別	全宇園裏五千九百三十八番、五千九百三十九番、千九百四十番合併ノ一	二反三畝十步

ロ、建物ノ部

天王寺村大字天王村番外四百八番屋敷	一棟	但構造ハ木造瓦葺平家建	八十坪
一天王寺尋常高等小學校尋常科教場	一棟	但構造ハ木造瓦葺二階建	八十坪
一全	一棟	但構造ハ木造瓦葺二階建	百八坪六合
一天王寺尋常高等小學校科教場	一棟	但構造ハ木造瓦葺二階建	七十坪一合二勺
一天王寺村役場	一棟	但構造ハ木造瓦葺二階建	五十七坪
一天王寺村役場雜具入	一棟	但構造ハ木造瓦葺平家建	七坪五合
天王寺村大字天王寺三千六百十三番屋敷	一棟	但構造ハ木造瓦葺平家建	十二坪
一行旅病人救護所	一棟	但構造ハ木造瓦葺平家建	二十四坪
一貧庫	一棟	但構造ハ木造瓦葺平家建	二十四坪

庚、新天王寺村基本財産

新ニ組織スヘキ天王寺村ニ分割スヘキ財産左ノ如シ

イ、土地ノ部

を開かしたる結果、組合成立の機運に達し、目下其の實行方法考究中に屬す。將來市に於ては、本事業の達成に付相當助成の方法を講ぜられむことを望む。

第四 市電の延長及び買収

イ、延長を希望する線路

- 一、南海上町線を阪堺線との中間に於て、天王寺葬儀所西端を経て、元住吉村に通ずる路線。
- 二、大通三丁目より分岐して、南に阪南土地區劃整理組合經營地に通ずる路線。

ロ、買収を希望する線路

- 一、上町線
- 二、平野線

第五 市營天王寺葬儀所内火葬物の撤廢

市營天王寺村葬儀所の所在地は、大阪市南部に於ける高級住宅區域の中に在り。特に火葬場及び胞衣處理場の如きを置かるゝことは附近住民の大なる苦痛とする所なるを以て、速に之を撤廢せられむことを望む。

第六 道路改修事業

本村に於ける道路は概ね幅員狹少、且路線屈曲して交通不便少からず。此を以て村事業として先年以來極力其の改修に努めたるも、尙完了するに至らず。都市計劃の豫定線以外別紙圖面(省略)の路線の改修は最も緊要を要するものと認む。

第七 塵芥處理上の設備

本村に於ては從來塵芥處理上、新設の急務を認めたるも、未だ調査完了するに至らずして、貴市に編入せるも、從來の如く個人の土地埋立場に投棄することは頗る遺憾とする所なり。殊に從來投棄したる地方は別項記載の如く、耕地を宅地に變換し、住宅經營地として土地區劃整理事業を行ひたるを以て、今後は市に於て適當なる處理場を設備せられむことを望む。以上

歸 結 本村解體前後の村相

明治三十年四月一日を以て、元、天王寺村を三分して其の一を大阪市に、其の一を東成郡鶴橋村に分割し、爾餘の全部を以て、新たに現在の天王寺村を組織せし以來、實に滿二十有七箇年の永きに閱せり、而して、其の間の事象及び東西兩成郡四十三箇町村と與に豁然として大阪市場に入り、更に希望を將來に掲げ、以て大いに活躍を期するが如き、載せて本編第六編各章所載の如くなるも今時の村長武岡充忠氏に就きて特に本村「解體前後の村相」を尋ぬるに情勢概ね左の如し。

是れ即ち、氏一家の言の如しと雖、其の大勢を論じ現狀を序し、而かも物心二方面に亘る施設の大要を譚る等、本村の理想を標榜すると同時に、其の現勢を照明するものたり。

若し夫れ、本村古來の推移、北部分割の當年を顧み、更に洋洋たる希望を湛わつつ、茲に這般の解

大正十四年三月卅一日印刷
大正十四年四月三日發行

【非賣品】

編纂兼
發行者

大阪府天王寺村
東成郡

印刷者

沼田龜三郎

大阪府北區天滿橋筋三丁目

印刷所

沼田印刷所

大阪府北區天滿橋筋三丁目

發行所

財團法人天王寺村公會